

政治献金と法人の目的の範囲

——アメリカにおける政治資金規制を素材として—— (一)

山田 創一

目 次

- 一 はじめに
- 二 企業や労働組合の政治献金禁止の歴史的経緯 (以上本号)
- 三 「投票の自由」を侵害する企業・労働組合の政治献金
- 四 法人の目的の範囲外としての企業・労働組合の政治献金禁止
- 五 終わりに

一 はじめに

米国連邦法は、大統領選挙や連邦議員選挙に関し、連邦免許銀行や会社や労働組合の政治献金を禁止している。⁽¹⁾

また、各州の知事選挙や議会議員選挙でも、二一州（アラスカ州、アリゾナ州、コネチカット州、アイオワ州、ケンタッキー州、マサチューセッツ州、ミシガン州〔政治献金は禁止されるが、政党への献金に関しては一定の場合に禁止〕、ミネソタ州、モンタナ州、ニューハンプシャー州、ノースカロライナ州、ノースダコタ州、オハイオ州、オクラホマ州、ペンシルベニア州、ロウドアイランド州、サウスダコタ州、テネシー州、ウェストバージニア州、ウイスコンシン州、ワイオミング州）において企業献金が禁止され、さらに、一三州（アラスカ州、アリゾナ州、コネチカット州、ミシガン州〔政治献金は禁止されるが、政党への献金に関しては一定の場合に禁止〕、ニューハンプシャー州、ノースカロライナ州、ノースダコタ州、オハイオ州、ペンシルベニア州、ロウドアイランド州、サウスダコタ州〔法人の場合〕、ウイスコンシン州、ワイオミング州）において労働組合の政治献金が禁止されている。⁽²⁾

日本の政治資金規正法は、昭和二三年に、GHQの勧告により、アメリカの当時の法律で一九二五年に制定された「連邦腐敗行為防止法」⁽³⁾をモデルに制定された。⁽⁴⁾しかし、こうしたアメリカにおける会社や労働組合の政治献金に関する厳格な態度は、我が国の政治資金規正法二二条一項の、会社、労働組合、職員団体その他の団体は、「政党及び政治資金団体並びに資金管理団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。」との規定、及び、我が国の次の二つの判例、すなわち、会社の政治献金を容認した最大判昭和四五年六月二四日民集二四卷六号六二五頁⁽⁵⁾や、労働組合が政治的活動をし「そのための費用を組合基金のうちから支出すること自体は、法的には許されたものというべきである」として、政治献金を容認していると解される最判昭和五〇年一月二八日民集二九卷一〇号一六九八頁⁽⁶⁾と対比するとき、対照的であり、この点に関しては法の継受がなされていないといえ

る。ところが、その一方で、政治資金規正法に、税理士会が政党や政治資金団体並びに資金管理団体に対して政治献金することを禁止した条文がないにもかかわらず、「税理士会が政党など規正法（政治資金規正法……筆者注）上の政治団体に金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであっても、法（税理士法……筆者注）四九条二項で定められた税理士会の目的の範囲外の行為であ」とした最判平成八年三月一九日民集五〇巻三号六一五頁は、アメリカにおける会社や労働組合の政治献金に関する厳格な態度に通じるものがある。とりわけ、右判決が、「政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることが、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである。なぜなら、政党など規正法上の政治団体は、政治上の主義若しくは施策の推進、特定の公職の候補者の推薦等のため、金員の寄付を含む広範囲な政治活動をするのが当然に予定された政治団体であり（規正法三条等）、これらの団体に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに密接につながる問題だからである。」としている点は、アメリカの会社や労働組合の政治献金禁止の根底にある考え方、すなわち、こうした政治献金がその構成員である国民一人一人に保障された基本的権利である投票の自由を侵害するものであるとの認識と相通するものがあるといえよう。この判決は、小法廷でなされており、会社の政治献金に関しては前掲最大判昭和四五年六月二四日を是認していることから、前掲最大判昭和四五年六月二四日及び前掲最判昭和五〇年一月二八日の判例変更を行ったものではないが、政治献金は投票の自由と表裏をなし構成員が自主的に決定すべき事柄であるとの論理を推し進めるならば、⁷⁾会社や労働組合の政治献金を容認した前掲最大判昭和四五年六月二四日及び前掲最判昭和五〇年一月二八日を変

更なる契機となりうる性質を有している⁽⁸⁾。しかも、このことは、アメリカにおける会社や労働組合の政治献金禁止に関する厳格な態度を学ぶことを通じて、強制加入制をとる公益法人のみならず労働組合や会社においても政治献金を禁止すべきことがより一層明確なものになるといえよう。

ところで、私は、営利法人や中間法人や公益法人が政治献金を行うことができるかという問題を、法人の目的の「法規上および定款上の厳しき」や強制加入団体であるか否かによって決すべき問題とするのではなく、多数決原理によっても奪われない構成員の固有権の問題としてとらえるべきであると解している。すなわち、政党など政治資金規正法上の政治団体は、「政治上の主義若しくは施策の推進、特定の公職の候補者の推薦等のため、金員の寄付を含む広範囲な政治活動を行うことが当然に予定された政治団体」であって、「これらの団体に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに密接につながる問題」であることに鑑みると、これらの「団体に対して金員の寄付をしようか否かは、選挙における投票の自由と表裏を成すもの」として、構成員「各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である」というべきであり、営利法人の場合であろうと、中間法人の場合であろうと、公益法人の場合であろうと、多数決原理によって構成員にその協力を義務付けることはできない構成員の固有権の問題として捉えるべきであると解している。そして、「投票の自由」と表裏の関係にある「政治献金の自由」は、原則的には、投票する権利を有する構成員に帰属するのであって法人には帰属しないのであり（もつとも、①傾向企業が政治献金を行う場合、②法人の構成員全員が政治献金に賛成して法人が献金を行う場合、③法人の構成員から政治献金を行うための任意の寄付を徴取し、その協力を得られた構成員から得た金額を法人が献金する場合については、構成員の投票の自由（一票を行使する

に当たって反対政党に人的・物的に協力させられない自由も含む）ひいては構成員の政治的信条の自由を侵害しないから、例外的に法人が政治献金できる）、しかも、参政権につらなる構成員の投票の自由ひいては政治的信条の自由は多数決原理によっても奪われない構成員の固有権にあたるのであって、政治献金を、徴収決議に基づいて団体の構成員から個別に強制徴収する場合であろうと、団体の財産から支出する場合であろうと、いずれも構成員の固有権を侵害することになると解している。こうして、公益法人であろうと中間法人であろうと営利法人であろうと、政治献金は構成員の投票の自由ひいては政治的信条の自由という固有権を侵害するから、原則として法人の目的の範囲外となると解している⁽⁹⁾。

そこで、本稿では、アメリカにおける会社や労働組合の政治献金禁止に関する厳格な態度を検証することを通じて、法人の政治献金は原則として法人の目的の範囲外の行為であるとの私見の正当性を基礎づけてみたいと思う。

二 企業や労働組合の政治献金禁止の歴史的経緯⁽¹⁰⁾

アメリカでは、一八六七年に最初の政治資金の規制立法が制定される。すなわち、ジャクソン大統領（在任一八二九～一八三七年）が、選挙戦に貢献した者を政治的報奨として連邦公務員に就かせるという党人任用制（Spoils System）を採用したが、党人任用制に起因する行政の非効率及び政治の金権体質は、政治腐敗と汚職をもたらした。そして、政治家が公務員に政治献金を要請することが常態化し、一八六〇年代には、個々の公務員に献金額を割り当てるといふ事態にまで至っていた。しかも、官職を得るために特定の大統領候補者を応援し、大統領に当選

すれば、官職を与えられる見返りに献金をさせられるという悪循環が繰り返されていた。⁽¹¹⁾そこで、一八六七年の最初の規制立法では、「政府の役人又は被用者は、海軍工廠 (navy yard) の労働者に、政治的目的のために金銭を寄付したり支払ったりするよう、要求ないし要請してはならない。また、いかなる労働者も、政治的意見のために解任されたり解雇されたりしない。そして、本条の規定に違反する政府の役人や被用者は、合衆国の公務から解雇される。」という規定が置かれた。⁽¹²⁾そして、一八七六年には、「上院の助言と承認のもとに大統領によって任命される場合を除くすべての合衆国の行政官又は被用者は、政治的目的のために、金銭や土地や他の有価物を、政府の他の役人又は被用者に、要求したり、与えたり、あるいは彼らから受けとったりすることが禁止される。そして、本条の規定に違反するそうした役人や被用者は、ただちに合衆国の公務から解雇される。しかも、彼はまた軽罪の罪とみなされ、それについての有罪判決で、五〇〇ドル以下の金額で罰金が科せられる。」との規定が置かれるに至った。⁽¹³⁾

さらに、一八八三年には、「改正連邦公務員法」(通称ペンドルトン法)⁽¹⁴⁾により、公務員の任用資格試験に合格した者の中から専門公務員を任命する任官試験制度 (Merit System) が導入される一方、「要請」と称して公務員に献金を強制する脱法行為が禁止され、公務員に対して政治家の側から献金を求めることはすべて禁止された。それのみならず、公務員が政治献金のための寄付を不特定多数の人から集めることも禁止され、罰則も五〇〇〇ドル以下の罰金又は三年以下の禁固、あるいはそのような罰金と禁固の併科と強化された。⁽¹⁵⁾

こうして、政治家が公務員から献金を求める道がたたれると、政治家はその資金の出所を企業に求めるようになった。一八八三年の規制を境として、企業献金の額はそれまでの数倍に増大したとされる。このため、企業献金が

禁止される一九〇七年までの大統領選挙は、「企業まるがかえ選挙」の様相を呈していた。たとえば、一八九六年の選挙で、共和党のウィリアム・マッキンレー候補陣営の参謀マーク・ハンナは、アメリカ中の巨大企業から莫大な政治献金を集め、銀行や保険会社に対してはその全資産の〇・二五パーセントといった工合に献金額を割り当てることまでやっている。その結果、民主党の対立候補ブライアンの約五倍の選挙資金を集め、マッキンレーは大統領に当選している。また、一九〇四年の選挙で当選した共和党のセオドア・ルーズベルトも、企業献金をかき集め、鉄道王ハリマン、鉄鋼王アンドリュウ・カーネギーから当時の金で二〇〇万ドルもの献金を受けている。⁽¹⁶⁾

こうした状況の中、企業献金に対する国民の批判がまきおこり、一九〇六年の議会に「政治上の選挙に関し会社が献金することを禁止する法案」が提出されることになった。議会の修正を経て一九〇七年に成立したこの法律は、原案提出者の名を冠して「テイルマン法」と呼ばれる。⁽¹⁷⁾その内容は、以下の通りである。

「連邦免許銀行又は連邦議会の法律の権威により組織された会社が、政治的公職の選挙に関して献金を行うことは、違法である。

また、いかなる会社であろうとも、大統領及び副大統領選挙人又は連邦議会の下院議員が投票されるべき選挙、及び州議会による合衆国上院議員の選挙に関して献金を行うことは、違法である。

これらの規定に違反して献金を行うどの会社も、五〇〇〇ドル以下の罰金に従うべきである。また、これらの規定に違反して会社による献金に同意した会社すべての役員又は取締役は、有罪判決において裁判所の判断で、二五〇ドル以上一〇〇〇ドル以下の罰金又は一年以下の禁固、あるいはそのような罰金と禁固の併科によって罰せら

れるべきである。⁽¹⁸⁾」

「テイルマン法」のねらいは、第一に、会社が財政上の寄付を通じて及ぼす選挙への影響力を排除する必要性であり、第二に、会社の役員はその株主の同意なしに会社財産を政党への寄付に使用する道徳上の権利がないという感覚であつた。⁽¹⁹⁾

その後、一九一〇年に下院議員選挙に関する公開法が制定され、一九一一年には同法を改正し、上院議員選挙及び本選挙のみならず候補者指名にまで公開の適用範囲が拡大される一方、指名から本選挙に向けて候補者が支出できる総額の上限が制限されるに至つた。そして、これらを集大成した一九二五年の「連邦腐敗行為防止法」は、以下のように企業献金禁止の原則を維持した。すなわち、

「第三一三条 連邦免許銀行又は連邦議会の法律の権威により組織された会社が、政治的公職の選挙に関して寄付を行うこと、あるいは、いかなる会社であろうとも、大統領及び副大統領選挙人又は連邦議会の上院議員もしくは下院議員又は連邦議会への准州代表もしくは駐在弁務官が投票されることになつてゐる選挙に関して寄付を行うこと、又は候補者、政治委員会もしくはその他の者が本条により禁じられた寄付を受諾しもしくは受領することは、違法である。

本条に違反して寄付をするどの会社も、五〇〇〇ドル以下の罰金を課されるべきである。また、本条に違反して会社による寄付に同意した会社のすべての役員又は取締役は、一〇〇〇ドル以下の罰金又は一年以下の禁固、ある

いはそのような罰金と禁固の併科によって罰せられるべきである。」⁽²⁰⁾

この連邦腐敗行為防止法は、候補者や政治委員会が寄付を受諾しもしくは受領することも違法として、抜道をふさいでいる点で注目される。

他方、労働組合の政治献金の禁止も、大統領選挙のあり方をめぐる国民の批判を契機として実現されるに至る。大統領選挙を共和党は大企業からの政治献金で戦ったが、民主党は労働組合からの政治献金を主要な資金源として戦った。たとえば、一九三六年の大統領選挙で、再選をめざす民主党のフランクリン・ルーズベルトに対して、アメリカ鉱山労働組合 (United Mine Workers) から四六万九〇〇〇ドルが献金されたのをはじめとして、総額七万ドルにのぼる労働組合の献金が行われている。⁽²¹⁾しかし、「組合は労働者の経済上の地位を高めることを目的とし、そのためにストライキをする必要もあり、組合費をとっておるのだから、よけいなものに金を使うと、争議資金がなくなってきたりして、使用者との関係で、その地位を高めるのに不都合を生ずるし、また、組合員のための共済資金もなくなってくる。」⁽²²⁾こうしたことから、労働組合の政治献金も批判を受けやがて禁止されるに至る。

もともと、労働組合の政治献金は、企業献金の場合と異なり、「労働組合の政治献金を禁止する法」といったものがつくられて禁止されたわけではなく、「戦時」を口実に労働運動全体を抑制する目的で一九四三年に制定された「戦時労働争議法」(通称スミス・コナリー法)⁽²³⁾によって政治献金の禁止が規定されるに至った。しかし、同法は、第二次大戦中に限って禁止されたもので、「選挙」に関する「寄付」を禁止しすぎず、「指名過程」や選挙に関する「支出」まで禁止するものではなかった。

そして、このスミス・コナリー法による労働組合の政治献金禁止が、戦後、一九四七年に制定された「連邦労使関係法」(通称タフト・ハートレー法)⁽²⁴⁾に、規制を強化した形で引き継がれた。これにより、臨時的な労働運動の制限措置が強化され、恒常的措置とされる一方、労働組合の政治献金禁止が、クローズド・ショップの禁止、組合による不当労働行為の新設、全国的緊急事態を発生させる同盟罷業の停止措置などを内容とする労働組合の弾圧措置と同じ「器」に盛り込まれることになった。その内容は以下の通りである。

「第三〇四条 一九二五年の連邦腐敗行為防止法の第三一三条は、次のように読みかえる。

連邦免許銀行又は連邦議会の法律の権威により組織された会社が、政治的公職の選挙に関して又は政治的公職の候補者を選ぶために開催される予備選挙、政党の党大会もしくは幹部会に関して、寄付又は支出を行うこと、あるいは、いかなる会社であろうと、いかなる労働団体であろうと、大統領及び副大統領選挙人又は連邦議会の上院議員もしくは下院議員又は連邦議会への准州代表もしくは駐在弁務官が投票されることになっている選挙に関して、又は前述した公職のいずれかの候補者を選ぶために開催される予備選挙又は政党の党大会もしくは幹部会に関して、寄付又は支出を行うこと、又は候補者、政治委員会もしくはその他の者が本条により禁止された寄付を受諾しもしくは受領することは、違法である。

本条に違反して寄付又は支出をする会社や労働団体はすべて、五〇〇〇ドル以下の罰金を課されるべきである。また、本条に違反して会社又は労働団体による寄付又は支出に同意した会社の役員又は取締役あるいは労働団体の役員はすべて、事情次第では一〇〇〇ドル以下の罰金又は一年以下の禁固、あるいはそのような罰金と禁固の併科

によつて罰せられるべきである。本条の目的のために、「労働団体」とは、被雇用者が参加し、かつ、苦情、労働争議、賃金、賃金率、就業時間又は労働条件などに関し雇用主と交渉することを目的の全部又は一部として存在する、なんらかの種類の組織、機関もしくは被雇用者代表委員会、又は計画をいうものとする。⁽²⁵⁾

連邦免許銀行、会社、労働組合は、政治的公職の選挙のみならず、政治的公職の選挙の候補者を選ぶために行われる予備選挙、政党の党大会もしくは幹部会に關してまで、寄付又は支出を行うことを禁止した点が注目される。

そして、一九七一年に至ると、「連邦選挙運動法」⁽²⁶⁾が制定され、従来の寄付制限及び支出制限を廃止する一方、候補者に選挙運動寄付と支出の公開を要求した。そして、脱法行為的な企業・労働献金に厳しい規制がなされるに至つた。すなわち、この法律の制定前には、企業は、従業員に、企業の指定する政党・政治家への「個人献金」を行わせるために、表向きの「昇給」や「ボーナス支給」を行つたり、文房具・家具・タイプライター・飲料水・車・飛行機・事務所に至るまで、会社の商品・備品・施設を選挙のために自由に使用させることが行われていた。⁽²⁷⁾また、労働組合についても、有権者台帳への登録運動、投票狩出運動等の経費を「教宣活動費」の名目で労働組合基金から支出することが行われていた。⁽²⁸⁾さらに、政党においても、自ら小冊子を発行し、その「広告料」名目で献金を集めていた。⁽²⁹⁾しかし、「連邦選挙運動法」の制定により、これらはすべて企業・労働献金とみなされて禁止されることになつた。もつとも、この法律により、企業や労働組合が「政治的目的に使用される個別の分離基金」すなわちPAC (Political Action Committee) と呼ばれる政治行動委員会を設立することを認め、そこから一定額の寄付を行うことや、企業や労働組合が超党派の投票動員のための費用を支出したり、企業が株主とその家族に対

して又は労働組合が組合員とその家族に対して行う超党派の登録運動を行うことは合法とされた。このPACの行う政治献金は、アメリカで認められる唯一の団体献金であるが、企業・労働組合に認められているのは、PACを設立することと、その運営費を負担することだけであり、実質はPACが集める個人献金である。企業・労組献金に関する第二〇五条の内容を引用する。

「第二〇五条 連邦免許銀行、会社もしくは労働団体による寄付もしくは支出に関する合衆国法典第一八篇第六一〇条は、その末尾に次の一節を加える修正がなされる。

『本条において使用される場合、*「寄付もしくは支出」*の用語は、本条にあげられた公職のいずれかの選挙に関連する候補者、選挙運動委員会 (campaign committee) 又は政党もしくは政治団体に対する金銭、サービス、有価物の直接もしくは間接の支払い、配分、貸し付け、立て替え金、預け入れもしくは贈与 (連邦免許銀行又は州免許銀行により、適用可能な銀行関係諸法及び諸規程に従い、通常の業務の一環としてなされた金銭の貸し付けを除く) を含むものとするが、いかなる事項に関するものであっても、会社によるその株主及びその家族に対する通信並びに労働団体によるその構成員及びその家族に対する通信を含まないし、また、会社によりその株主及びその家族に向けられる超党派 (nonpartisan) の登録 (registration) 及び投票狩出 (get-out-the-vote) の運動並びに労働団体によりその構成員及びその家族に向けられる超党派の登録及び投票狩出の運動を含まないし、さらには会社もしくは労働団体により政治的目的のために利用される個別の分離基金 (separate segregated fund) の設立、管理及び寄付の勧誘を含まない。但し、当該基金のために、物理的暴力、仕事の差別待遇、財政的報復又はこれらの

脅迫により手に入れられた金銭もしくは有価物を利用することにより寄付や支出を行ったり、あるいは、労働団体の構成員となることと条件としてもしくは雇用の条件として要求される賦課金、会費その他の金銭により寄付や支出を行ったり、あるいは、商取引において取得された金銭により寄付や支出を行うことは、違法であるとする。⁽³⁰⁾」

ウォーターゲート事件が起きた直後の一九七四年、「連邦選挙運動法」が改正⁽³¹⁾され、一九七一年法で廃止した寄付制限と支出制限を復活させる一方、選挙運動資金を監視する独立の超党派的な連邦選挙委員会 (Federal Election Commission) を創設した。そして、個人献金の明朗化を図り政治家の収支公開規定を整備する一方、企業や労働組合が設立するPACから政党・政治家になされる政治献金について、連邦政府と契約関係のない企業、労働組合の設立するPACからのものは無条件に合法的なものとされるに至った。会社又は労働団体の政治基金に関する第一〇三条の内容を引用する。

「第一〇三条 合衆国と契約関係にある会社又は個人による寄付に関する合衆国法典第一八篇第六一条は、その末尾に次の新しい節を加える修正がなされる。

『本条は、連邦公職の候補者指名もしくは本選挙に影響を与える目的で、会社や労働団体による個別の分離基金 (separate segregated fund) を設立したり、管理したりあるいはその基金への寄付を勧誘することを、禁止もししくは違法とするものではない。ただし、本篇第六一〇条の規定が、そうした基金を設立したり、管理したりあるいはそうした基金への寄付を勧誘することを、禁止したり又は違法としているときは、この限りでない。』

本条の目的のために、「労働団体」という用語は、本篇第六一〇条によりその用語に与えられた意味を有しているものとする。⁽³²⁾」

なお、連邦免許銀行、会社もしくは労働団体による寄付もしくは支出を禁ずる連邦規定の違反に対する罰則も定める合衆国法典第一八篇第六一〇条の罰金額も、「五〇〇〇ドル」は「二万五〇〇〇ドル」に、また、「一万ドル」は「五万ドル」に、それぞれ引き上げられている。

さらに、選挙運動費の支出制限を違憲とした一九七六年一月三〇日のアメリカ連邦最高裁の判決を受けて、一九七六年五月一日に「連邦選挙運動法」が改正された。⁽³⁴⁾ 同改正において、大統領選挙で公的資金援助を受けている候補者を除いて支出制限を撤廃し、連邦選挙委員会 (Federal Election Commission) 委員の任命規定を改正するとともに、一つの寄付制限が同一の会社または労働組合により設立されたすべての P A C に適用されるとした。そして、巨大化した P A C を適正な規模・内容に制限するため、P A C に対する寄付の要請は、原則として、企業の場合には株主・役員・管理職員及びこれらの家族、労働組合の場合には組合員とその家族以外にはできないとされた。連邦免許銀行、会社又は労働団体による寄付又は支出に関する第三二一条の内容を引用する。

「第三二一条

(a) 連邦免許銀行又は連邦議会の法律の権威により組織された会社が、政治的公職の選挙に関して又は政治的公職の候補者を選ぶために開催される予備選挙又は政党の党大会もしくは幹部会に関して、寄付又は支出を行

うこと、あるいは、いかなる会社であろうと、いかなる労働団体であろうと、大統領及び副大統領選挙人又は連邦議会の上院議員もしくは下院議員又は連邦議会への准州代表もしくは駐在弁務官が投票されることになつてゐる選挙に関して、又は前述した公職のいずれかの候補者を選ぶために開催される予備選挙又は政党の党大会もしくは幹部会に関して、寄付又は支出を行うこと、あるいは、候補者、政治委員会もしくはその他の者が、情を知りながら本条により禁止された寄付を受諾しもしくは受領すること、あるいは、会社もしくは連邦免許銀行の役員もしくは取締役又は労働団体の役員が、事情次第では本条により禁止される会社、連邦免許銀行もしくは労働団体による寄付又は支出を承諾することは、違法である。

(b) (1) 本条の目的のために、「労働団体」という用語は、被用者がそれに参加し、並びに、その全部又は一部が苦情、労働争議、賃金、賃金率、雇用時間又は労働条件に関して使用者と交渉する目的のために存在する、あらゆる種類の団体、機関、被用者代表委員会 (employee representation committee) もしくは計画を意味するものとする。

(2) 本条及び公益企業持株会社法 (Public Utility Holding Company Act) 第二二条第 (h) 項 (15 U.S.C. 791 (h)) の目的のために、「寄付又は支出」の用語は、本条にあげられた公職のいずれかの選挙に関連する候補者、選挙運動委員会 (campaign committee) 又は政党もしくは政治団体に対する金銭、サーブिस、有価物の直接もしくは間接の支払い、配分、貸し付け、立て替え金、預け入れもしくは贈与 (連邦免許銀行又は州免許銀行により、適用可能な銀行関係諸法及び諸規程に従い、通常の業務の一環としてなされた金銭の貸し付けを除く) を含むものとする。但し、以下の (A) (B) (C) に掲げるものは

含まない。

(A) いかなる事項に関するものであっても、会社によるその株主及び役員もしくは管理職員並びにその家族に対する通信、又は、労働団体によるその構成員及びその家族に対する通信

(B) 会社によるその株主及び役員もしくは管理職員並びにその家族に向けられた超党派 (nonpartisan) の登録 (registration) 及び投票狩出 (getout-the-vote) の運動、又は、労働団体によるその構成員及びその家族に向けられた超党派の登録及び投票狩出の運動

(C) 会社、労働団体、加入者団体、協同組合、又は株式資本のない会社により政治的・利誘用される個別の分離基金 (separate segregated fund) の設立、管理及びそれに対する寄付の利誘

(3) 以下の (A) (B) (C) に掲げる行為は違法である。

(A) 当該基金のために、物理的暴力、仕事の差別待遇、財政的報復又はこれらの脅迫により手に入れられた金銭もしくは有価物を利用することにより寄付や支出を行ったり、あるいは、労働団体の構成員となることの条件としてもしくは雇用の条件として要求される賦課金、会費その他の金銭により寄付や支出を行ったり、あるいは、商取引において取得された金銭により寄付や支出を行うこと

(B) 被用者に当該基金への寄付を勧誘する者が、当該勧誘の時に当該基金の政治的・利誘目的を当該被用者に知らせることを怠ること

(C) 被用者に当該基金への寄付を勧誘する者が、当該勧誘の時に、何らの報復を受けることなくそうした寄付をすることを拒否する権利について、当該被用者に知らせることを怠ること

(4) (A) 次の(B)、(C)及び(D)に規定される場合を除き、以下の(i)及び(ii)に掲げる行為は違法とする。

(i) 会社又は会社により設立された個別の分離基金 (separate segregated fund) が、その株主及びその家族並びにその役員もしくは管理職員及びその家族以外の者から、当該基金への寄付を勧誘すること

(ii) 労働団体又は労働団体により設立された個別の分離基金 (separate segregated fund) が、その構成員及びその家族以外の者から当該基金への寄付を勧誘すること

(B) 会社、労働団体又は当該会社もしくは当該労働団体により設立された個別の分離基金 (separate segregated fund) が、曆年中に、株主、役員もしくは管理職員又は会社の被用者又はそうした者の家族から寄付を求めため、二回の文書による勧誘を行うことは、本条のもとでは違法とされない。この(B)の規定に基づく勧誘は、株主、役員もしくは管理職員、又は被用者に対し、その住宅に宛てられた郵便によつてのみなされうる。そして、その勧誘は、当該勧誘を行う会社、労働団体又は個別の分離基金 (separate segregated fund) が、当該勧誘の結果として誰が五〇ドル以下の寄付を行い、誰がそうした寄付を行わないかを決定することができないように、立案されなければならない。

(C) この (C) の規定は、加入者団体、協同組合又は株式資本のない会社、あるいは、加入者団体、協同組合又は株式資本のない会社により設立された個別の分離基金 (separate segregated fund) が、当該加入者団体、協同組合又は株式資本のない会社の構成員から、当該基金への寄付を勧誘することを妨げるものではない。

(D) この (D) の規定は、事業者団体又は事業者団体によって設立された個別の分離基金 (separate segregated fund) が、当該事業者団体の構成員たる会社の株主及び役員もしくは管理職員並びにそうした株主や職員の家族から、以下の限度で寄付を勧誘することを妨げるものではない。すなわち、当該株主及び職員並びにその家族の当該勧誘が、関係の構成員たる会社によって個別にかつ特別に承認され、また、当該構成員たる会社は、どの暦年においても二つ以上の事業者団体によるいかなる勧誘も承認しないという限度でなければならぬ。

(5) 他の法律にもかかわらず、任意の寄付を勧誘する方法又は会社により設立された個別の分離基金 (separate segregated fund) に任意の寄付を行うことを容易にする方法で、会社に対し法律により株主及び役員もしくは管理職員に関して許された方法は、労働団体に対しその構成員に対してもまた許される。

(6) 任意の寄付を勧誘し、任意の寄付を行うことを容易にする方法を利用するいかなる会社—その子会社、支店、部局及び関係団体を含む—も、当該方法を、当該会社のために働く構成員を代表する労働団体、その従属組織、支部組織、部分組織及び関係組織に、文書による要請に基づき、かつ、当該会社がそれ

に関して負わされた経費を弁償するに十分なだけの費用で、利用させねばならない。

(7) 本条の目的のために、「役員又は管理職員」の用語は、会社により雇用される者で、時間給というよりもむしろ俸給を基礎として支払われ、政策形成の責任、経営責任、専門家としての責任もしくは監督上の責任を有している者をいうものとする。⁽³⁵⁾

その後、一九七九年をはじめとして数次にわたり「連邦選挙運動法」の一部改正がなされたが、右の点についての変更はなされていない。

〈註〉

(1) United States Code, Title 2, § 441b

この点⁽³⁶⁾、米国連邦法は、会社や労働組合の政治献金を認めるイギリス、ドイツと対比するとき対照的である(イギリスにつき、田島泰彦「イギリスにおける政治資金の『規制』と『助成』の法理―団体献金規制と政党助成問題をめぐって」森英樹編『政党国庫補助の比較憲法的総合的研究』二九二頁以下(柏書房、一九九四)、江島晶子「イギリス」明治大学政治資金研究会編『政治資金と法制度』一二頁・一九頁以下(日本評論社、一九九八)、ドイツにつき、上脇博之「(西)ドイツにおける企業献金の憲法論議―政党国家論との関連で」法時六四巻一―号四八頁以下(一九九二)、本秀紀「ドイツにおける政党への国庫補助―その論理と機能」前掲森編『政党国庫補助の比較憲法的総合的研究』三九二頁、坂口光男「ドイツ」明治大学政治資金研究会編・前掲六四頁参照)。しかし、フランスでは、一九九二年に政府が議会に提出した「腐敗防止ならびに経済活動および公的手続の透明性に関する法案」において、法人の政治献金を全面禁止する内容が盛り込まれ、これは法律の規定として日の目を見なかったものの(丹羽徹「フランス一九九三年一月二九日腐敗防止法」前掲森編『政党国庫補助の比較憲法的総合的研究』三五七頁以下)、一九九五年に至り、法人の政治献金を全面禁止する法律が制定されている(豊岳信昭「フランス」明治大学政治資金

研究会編・前掲一二〇頁・一三三頁以下)。こうした近年のフランスの動向に鑑みると、アメリカにおける政治資金規制を検討することは、法人の政治献金を認める日本に有益な示唆を与えるものといえよう。

(2) Edward D. Feigenbaum & James A. Palmer, Campaign Finance Law 98 CHART 2A (Federal Election Commission, 1998)

(3) Federal Corrupt Practices Act, 1925, 43 Stat. 1070 (February 28, 1925)

(4) 松浦正敬・大竹邦実『シリーズ「80年代の地方自治」13 政治資金』一三頁(第一法規出版、一九八三)、「鷹坂長美」アメリカの政治資金制度関係資料(一)「選挙四三巻四号一四頁(一九九〇)」、成田憲彦「主要国の選挙制度と政治資金制度の現状と課題(四) アメリカ(三)——政治資金規制の諸問題」選挙四九巻二号八頁(一九九六)、自治省選挙部政治資金課編『逐条解説 政治資金規正法』一〇頁(きょうせい、一九九七)

(5) この判決は、会社の政治献金を会社の目的の範囲内とする鈴木教授からも、積極的に会社の政治献金の有用性を説く判決理由に対し、「何としても行きすぎである。」「判旨は、上告理由の論法を排撃するのに急なあまり、常識的な線をふみ越えたような感じがする。要するに、会社の利益に立って考えれば、政党に対して政治資金の寄附をすることが、企業体の存続・発展に積極的に資するから進んで寄附をするのだと考えるよりも、寄附をしないことによって企業の存続・発展が阻害されるのを回避するために寄附しているにすぎない」「判旨のように積極的に行う必要はないはずである。」「と批判されている(鈴木竹雄「政治献金事件の最高裁判決について」商事五三二頁以下(一九七〇))。また、この判決の論理をさらに推し進めて、「会社の売上を図るべき公営の建設工事の受注獲得の目的で賄賂の金を支出するように、会社が営利を追及するうえで必要な支出をしたのであれば、それは、会社の目的の範囲内における業務執行にすぎないもので、たとえそれが贈賄等犯罪に該当する支出であっても、行為者自身が贈賄罪によって処罰されるにとどまり、会社に対する関係では、その支出は会社経費とみなされ犯罪視することは出来ない」と解する見解まで出されるに至っている(永野義一「企業犯罪と捜査」五六頁(警察時報社、一九九二))。賄賂を会社の目的の範囲内とするこうした見解を批判するものとして、永井和之「贈賄賂の会社法上の問題点——会社法は企業不祥事をどこまで防止できるか」法教一五八号三二頁(一九九三)。

(6) 佐藤繁・最高裁判所判例解説民事篇昭和五〇年度五六事件評釈(法曹会、一九七九)、河内宏「民法四三条・五三条」五五条(法人が権利を有し義務を負う範囲と理事の代表権)「広中俊雄・星野英一編『民法典の百年II 個別的観察(1) 総則編・物権編』四三頁(有斐閣、一九九八)

(7) 前掲最判平成八年三月一九日の射程範囲は、強制加入制をとる公益法人に及ぶであろうが、任意加入団体である公益法人に關しては今後の判断に委ねたとみるべきであろう(拙稿「法人の目的の範囲—政治献金は法人の権利能力の範囲内か—」山院三八号二八四頁・三〇六頁・三二二頁(一九九七))。右判決の調査官解説も、「本判決の判断は、税理士会と同様の強制加入団体(司法書士会、土地家屋調査士会、行政書士会、弁理士会、弁護士会、日本公認会計士協会など……筆者注)である法人の政治献金の問題についても基本的に妥当するものと考えられ」と指摘する(八木良一「判解」曹時五〇巻一二号一六四頁・一六七頁(一九九八))。

なお、前掲最判平成八年三月一九日の射程範囲を、政治献金の問題のみならず強制加入制をとる公益法人の災害救援資金の寄付の問題にまで及ぼし、目的の範囲外とする判決が出されるに至っているが(前橋地判平成八年二月三日判タ九二二三号二七七頁)、投票の自由と表裏の関係にある政治献金の問題と災害救援資金の寄付の問題とは質的に異なるというべく、災害救援資金の寄付の問題にまで右判決の射程範囲を拡張するのは不当と考える(拙稿「判研」山院三九号一八七頁以下(一九九八))。近時、前掲前橋地判平成八年二月三日の控訴審判決(東京高判平成一年三月一〇日)が出され、司法書士会の災害救援資金の寄付を目的の範囲内としている(朝日新聞平成一年三月一日)。

(8) こうした指摘をするものとして、中島茂樹「判批」法教一九二号九七頁(一九九六)、森泉章「判批」判評四五七号三六頁(一九九七)、木下智史「税理士会による政治献金と会員の思想・信条の自由」法教一九八号別冊付録「判例セレクト」96一一頁(一九九七)、渡辺康行「判批」ジュリ一一三三三頁(平成八年度重要判例解説、一九九七)、拙稿・前掲注(7)「法人の目的の範囲—政治献金は法人の権利能力の範囲内か—」三〇六頁、甲斐道太郎「政治献金と税理士会の目的の範囲—リマックス一五号一〇頁(一九九七)、北野弘久「税理士制度の研究」二四二頁(税務経理協会、増補版、一九九七)。なお、河内教授の以下の指摘は重要なので、ここに引用しておく。すなわち、「たとえ運動を推進するためであれ、議員や政党などに政治献金がなされると、そのお金は運動以外の目的に使われうる。つまり、議員や政党の政治資金として使われることになる。しかし、政党などに政治資金を寄附するかどうかは各構成員の自主性が最も尊重されなければならない事柄である。すなわち、「31」(前掲最判平成八年三月一九日：筆者注)の判旨もいうように、政党など規正法上の政治団体に対して寄附するかどうかは、選挙における投票の自由と表裏をなすものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である。従って、政治献金の場合は、構成員から臨時の出資を強制することだけでなく、法人の資金から支出するこ

とも、法人の資金は構成員のものであることを考えると、やはり許されないとと思われる。「31」では、具体的に、構成員から臨時の出資を強制することが問題になっているのであるが、政治献金は法人の目的の範囲外であるとしているので、法人の資金から支出することも許されないことになると思われる。すでに述べたように、この意味で、「31」は画期的意義をもつ判決であるといえる。この判決で述べられたこと、すなわち、政党などに対して寄附をするかどうかは、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である、ということは、会社や労働組合の政治献金の場合にも同様にいいうることである。本判決の趣旨が、会社や労働組合の政治献金の場合にも生かされることを期待したい。」(河内・前掲注(6)五二頁)。

ところで、前掲最判平成八年三月一九日の調査官解説も、本判決の判断は、強制加入団体である法人に基本的に妥当するが、「そのほかの公的性格を有する各種法人の政治献金の問題に多大の影響を及ぼすのみならず、前記のとおり、法人の活動とその構成員の思想・信条の自由の問題についての最高裁としての極めて重要な判断であると考えられる。」と指摘しており、「公的性格を有する各種法人」「法人の活動とその構成員の思想・信条の自由の問題」に影響があることを認めている(八木・前掲注(7)一六四頁)。

(9) 拙稿・前掲注(7)「法人の目的の範囲—政治献金は法人の権利能力の範囲内か—」三〇二頁以下、拙稿・前掲注(7)「判研」一九二頁以下

(10) Anthony Corrado et al. ed., *Campaign Finance Reform: A Sourcebook* 27-35 (Brookings Institution Press, 1997), Mary W. Cohn ed., *Congressional Campaign Finances: History, Facts, and Controversy* 29-37 (Congressional Quarterly, 1992), Ann B. Matasar, *Corporate PACs and Federal Campaign Financing Laws* 7-22 (Quorum Books, 1986), 久保田きぬ子「アメリカの政治資金規正法」ジュリ三六五号二七頁以下(一九六七)、石田栄仁郎「アメリカにおける政治資金規正制度の改革と憲法上の諸問題(其の一)」「法と秩序四号四二頁以下(一九七三)、同「アメリカにおける『一九七一年の連邦選挙運動法』制定経緯とその後の動向」比較法政五号一頁以下(一九七四)、千葉武「アメリカにおける政治資金制度の改革」現代のエスプリ「選挙」九四号二一九頁以下(一九七五)、驚坂・前掲注(4)一四頁以下、落合俊行「アメリカにおける選挙運動資金の問題状況(上)」海外事情研究一〇巻二号一頁以下(一九八三)、時澤忠「アメリカの政治資金制度(一)」選挙四〇巻七号一四頁(一九八七)、同「アメリカの政治資金制度(二)」選挙四〇巻八号九頁以下(一九八七)、大泉淳一「アメリカの政治資金制度関係資

料(二)「選挙四三巻五号二八頁以下(一九九〇)、右崎正博「アメリカにおける政治資金規制と憲法論—企業献金の禁止を中心として」法時六四巻一二号二五頁以下(一九九二)、藤本一美「アメリカの政治資金」日本選挙学会編『政治資金の研究』五頁以下(北樹出版、一九九三)、成田寛文「主要国の選挙制度と政治資金制度の現状と課題(四) アメリカ(三)—政治資金規制の諸問題」選挙四九巻二号八頁以下(一九九六)、平井伸治「米国における選挙・政治資金事情(二)」選挙四九巻一二号二二頁以下(一九九六)、落合俊行「アメリカ政党の憲法学的研究」一四九頁以下(法律文化社、一九九六)、三枝一雄「アメリカ」明治大学政治資金研究会編・前掲注(一)三七頁以下、藤本一美『アメリカの政治資金「規制と実態」』六頁以下(勤草書房、一九九九)

- (11) こうした状況につき、落合・前掲注(10)「アメリカにおける選挙運動資金の問題状況(上)」四頁、八頁参照。
 (12) 14 Stat. 492

原文は以下の通りである。すなわち、That no officer or employee of the government shall require or request any workingman in any navy yard to contribute or pay any money for political purposes, nor shall any workingman be removed or discharged for political opinion; and any officer or employee of the government who shall offend against the provisions of this section shall be dismissed the service of the United States.

- (13) 19 Stat. 169

原文は以下の通りである。すなわち、Sec. 6. That all executive officers or employees of the United States not appointed by the President, with the advice and consent of the Senate, are prohibited from requesting, giving to, or receiving from, any other officer or employee of the Government, any money or property or other thing of value for political purposes; and any such officer or employee, who shall offend against the provisions of this section shall be at once discharged from the service of the United States; and he shall also be deemed guilty of a misdemeanor, and on conviction thereof shall be fined in a sum not exceeding five hundred dollars.

- (14) Civil Service Reform Act of 1883, 22 Stat. 403 (January 16, 1883)

- (15) 政治献金に関する規制についての原文は以下の通りである。すなわち、Sec. 11. That no Senator, or Representative, or Territorial Delegate of the Congress, or Senator, Representative, or Delegate elect, or any officer or employee of either

of said houses, and no executive, judicial, military, or naval officer of the United States, and no clerk or employee of any department, branch or bureau of the executive, judicial, or military or naval service of the United States, shall, directly or indirectly, solicit or receive, or be in any manner concerned in soliciting or receiving, any assessment, subscription, or contribution for any political purpose whatever, from any officer, clerk, or employee of the United States, or any department, branch, or bureau thereof, or from any person receiving any salary or compensation from moneys derived from the Treasury of the United States.

SEC. 12. That no person shall, in any room or building occupied in the discharge of official duties by any officer or employee of the United States mentioned in this act, or in any navy-yard, fort, or arsenal, solicit in any manner whatever, or receive any contribution of money or any other thing of value for any political purpose whatever.

SEC. 13. No officer or employee of the United States mentioned in this act shall discharge, or promote, or degrade, or in manner change the official rank or compensation of any other officer or employee, or promise or threaten so to do, for giving or withholding or neglecting to make any contribution of money or other valuable thing for any political purpose.

SEC. 14. That no officer, clerk, or other person in the service of the United States shall, directly or indirectly, give or hand over to any other officer, clerk, or person in the service of the United States, or to any Senator or Member of the House of Representatives, or Territorial Delegate, any money or other valuable thing on account of or to be applied to the promotion of any political object whatever.

SEC. 15. That any person who shall be guilty of violating any provision of the four foregoing sections shall be deemed guilty of a misdemeanor, and shall, on conviction thereof, be punished by a fine not exceeding five thousand dollars, or by imprisonment for a term not exceeding three years, or by such fine and imprisonment both, in the discretion of the court.

(16) こうした状況につき、落合・前掲註(10)「アメリカにおける選挙運動資金の問題状況(上)」五頁、藤本・前掲註(10)『アメリカの政治資金「規制と実態」』四三頁、フランシス・ラッセル(渡辺恒雄監訳)『大統領を創った人々』三三頁(政治広報セクター、一九七六)参照。

(17) Tillman Act of 1907, 34 Stat. 864 (January 26, 1907)

一九〇四年の大統領選挙において、選挙資金の公開の運動が始まり、そうした運動が広がる中で、そうした運動の直接の結果としてタイクソン法が制定されたことを指摘するものとして、Perry Belmont, *Return to Secret Party Funds* XXVi et seq. (1927)

(18) 34 Stat. 864-865

原文は以下の通りである。すなわち、That it shall be unlawful for any national bank, or any corporation organized by authority of any laws of Congress, to make a money contribution in connection with any election to any political office. It shall also be unlawful for any corporation whatever to make a money contribution in connection with any election at which Presidential and Vice-Presidential electors or a Representative in Congress is to be voted for or any election by any State legislature of a United States Senator. Every corporation which shall make any contribution in violation of the foregoing provisions shall be subject to a fine not exceeding five thousand dollars, and every officer or director of any corporation who shall consent to any contribution by the corporation in violation of the foregoing provisions shall upon conviction be punished by a fine of not exceeding one thousand and not less than two hundred and fifty dollars, or by imprisonment for a term of not more than one year, or both such fine and imprisonment in the discretion of the court.

(19) *United States v. Congress of Industrial Organizations*, 335 U.S.106, 113 (1948), を採り、業11のねいふは、少数派の株主の政治的自由の保護を図ることに違つるのべ、原文 (the feeling that corporate officials had no moral right to use corporate funds for contribution to political parties without the consent of the stockholders) を用いたに依る。

(20) 43 Stat. 1074

原文は以下の通りである。すなわち、SEC. 313. It is unlawful for any national bank, or any corporation organized by authority of any law of Congress, to make a contribution in connection with any election to any political office, or for any corporation whatever to make a contribution in connection with any election at which presidential and vice presidential electors or a Senator or Representative in, or a Delegate or Resident Commissioner to, Congress are to be voted for, or for any candidate, political committee, or other person to accept or receive any contribution prohibited by this section. Every corporation which makes any contribution in violation of this section shall be fined not more than \$5,000; and every

officer or director of any corporation who consents to any contribution by the corporation in violation of this section shall be fined not more than \$1,000, or imprisoned not more than one year, or both.

- (21) こうした状況につき、落合・前掲注(10)「アメリカにおける選挙運動資金の問題状況(上)」六頁参照。
- (22) 宮沢俊義＝鈴木竹雄＝石井照久＝矢沢博＝吉田忠「会社の政治献金」シエリ一七四号二〇頁〔石井英三〕(昭三八)
- (23) War Labor Disputes Act of 1943, 57 Stat. 163
- (24) Taft-Hartley Act of 1947, 61 Stat. 136 (June 23,1947)
- (25) 61 Stat. 159-160

原文は以下の通りである。すなわち、Sec. 304. Section 313 of the Federal Corrupt Practices Act, 1925 (U.S.C., 1940 edition, title 2, sec. 251; Supp. V, title 50, App., sec. 1509), as amended, is amended to read as follows:

“Sec. 313. It is unlawful for any national bank, or any corporation organized by authority of any law of Congress, to make a contribution or expenditure in connection with any election to any political office, or in connection with any primary election or political convention or caucus held to select candidates for any political office, or for any corporation whatever, or any labor organization to make a contribution or expenditure in connection with any election at which Presidential and Vice Presidential electors or a Senator or Representative in, or a Delegate or Resident Commissioner to Congress are to be voted for, or in connection with any primary election or political convention or caucus held to select candidates for any of the foregoing offices, or for any candidate, political committee, or other person to accept or receive any contribution prohibited by this section. Every corporation or labor organization which makes any contribution or expenditure in violation of this section shall be fined not more than \$5,000; and every officer or director of any corporation, or officer of any labor organization, who consents to any contribution or expenditure by the corporation or labor organization, as the case may be, in violation of this section shall be fined not more than \$1,000 or imprisoned for not more than one year, or both. For the purposes of this section ‘labor organization’ means any organization of any kind, or any agency or employee representation committee or plan, in which employees participate and which exists for the purpose, in whole or in part, of dealing with employers concerning grievances, labor disputes, wages, rates of pay, hours of

employment, or conditions of work.”

- (26) Federal Election Campaign Act of 1971, 86 Stat. 3 (February 7, 1972)
- (27) こうした状況につき、Larry J. Sabato, PAC POWER : Inside the World of Political Action Committees 4 (W. W. Norton & Company, 1985), 落合・前掲注(10)「アメリカにおける選挙運動資金の問題状況(上)」六頁参照。
- (28) こうした状況につき、時澤・前掲「アメリカの政治資金制度(二)」注(10)九頁参照。
- (29) 例えば、一九三六年に、民主党が会社の宣伝広告を掲載した「Book of the Democratic Convention of 1936」という小冊子を出版したとき、一冊の価格が二ドル五〇セントのものから一〇〇ドルするものまであり、広告料を含めた収益は二五万ドルに達した。民主党も共和党も、一九六四年選挙まで四年ごとに、一ページ当たり五〇〇〇ドルする会社広告を載せて小冊子を出版してきた。とりわけ、一九六四年の大統領選挙で当選したケネディ陣営は、一ページ当たりの「広告料」が一萬五〇〇〇ドルという小冊子を発行し、「広告料」だけで一〇〇万ドルという莫大な収益をあげていた。こうした状況につき、落合・前掲注(10)「アメリカにおける選挙運動資金の問題状況(上)」六頁参照。
- (30) 86 Stat. 10
- 原文は以下の通りである。すなわち、Sec. 205. Section 610 of title 18, United States Code, relating to contributions or expenditures by national banks, corporations, or labor organizations, is amended by adding at the end thereof the following paragraph:
- “As used in this section, the phrase ‘contribution or expenditure’ shall include any direct or indirect payment, distribution, loan, advance, deposit, or gift of money, or any services, or anything of value (except a loan of money by a national or State bank made in accordance with the applicable banking laws and regulations and in the ordinary course of business) to any candidate, campaign committee, or political party or organization, in connection with any election to any of the offices referred to in this section; but shall not include communications by a corporation to its stockholders and their families or by a labor organization to its members and their families on any subject; nonpartisan registration and get-out-the-vote campaigns by a corporation aimed at its stockholders and their families, or by a labor organization aimed at its members and their families; the establishment, administration, and solicitation of contributions to a separate

segregated fund to be utilized for political purposes by a corporation or labor organization : *Provided*, That it shall be unlawful for such a fund to make a contribution or expenditure by utilizing money or anything of value secured by physical force, job discrimination, financial reprisals, or the threat of force, job discrimination, or financial reprisal; or by dues, fees, or other monies required as a condition of membership in a labor organization or as a condition of employment, or by monies obtained in any commercial transaction.”.

- (31) Federal Election Campaign Act Amendments of 1974, 88 Stat. 1263 (October 15, 1974)
- (32) 88 Stat. 1272

原文第217条の題のしるしに、つぎのとおり SEC. 103. Section 611 of title 18, United States Code, relating to contributions by firms or individuals contracting with the United States, is amended by adding at the end thereof the following new paragraphs:

“This section does not prohibit or make unlawful the establishment or administration of, or the solicitation of contributions to, any separate segregated fund by any corporation or labor organization for the purpose of influencing the nomination for election, or election, of any person to Federal office, unless the provisions of section 610 of this title prohibit or make unlawful the establishment or administration of, or the solicitation of contributions to, such fund.

“For purposes of this section, the term ‘labor organization’ has the meaning given it by section 610 of this title.”.

- (33) Buckley v. Valeo, 96 S. Ct. 612 (1976)
- (34) Federal Election Campaign Act Amendments of 1976, 90 Stat. 475 (May 11, 1976)
- (35) 90 Stat. 490-492

原文第217条の題のしるしに、つぎのとおり “Sec. 321. (a) It is unlawful for any national bank, or any corporation organized by authority of any law of Congress, to make a contribution or expenditure in connection with any election to any political office, or in connection with any primary election or political convention or caucus held to select candidates for any political office, or for any corporation whatever, or any labor organization, to make a contribution or expenditure in connection with any election at which presidential and vice presidential electors or a Senator or Representative in, or a

Delegate or Resident Commissioner to, Congress are to be voted for, or in connection with any primary election or political convention or caucus held to select candidates for any of the foregoing offices, or for any candidate, political committee, or other person knowingly to accept or receive any contribution prohibited by this section, or any officer or any director of any corporation or any national bank or any officer of any labor organization to consent to any contribution or expenditure by the corporation, national bank, or labor organization, as the case may be, prohibited by this section.

“(b) (1) For the purposes of this section the term ‘labor organization’ means any organization of any kind, or any agency or employee representation committee or plan, in which employees participate and which exists for the purpose, in whole or in part, of dealing with employers concerning grievances, labor disputes, wages, rates of pay, hours of employment, or conditions of work.

“(2) For purposes of this section and section 12 (h) of the Public Utility Holding Company Act (15 U.S.C. 791 (h)), the term ‘contribution or expenditure’ shall include any direct or indirect payment, distribution, loan, advance, deposit, or gift of money, or any services, or anything of value (except a loan of money by a national or State bank made in accordance with the applicable banking laws and regulations and in the ordinary course of business) to any candidate, campaign committee, or political party or organization, in connection with any election to any of the offices referred to in this section, but shall not include (A) communications by a corporation to its stockholders and executive or administrative personnel and their families or by a labor organization to its members and their families on any subject ; (B) nonpartisan registration and get-out-the-vote campaigns by a corporation aimed at its stockholders and executive or administrative personnel and their families, or by a labor organization aimed at its members and their families ; and (C) the establishment, administration, and solicitation of contributions to a separate segregated fund to be utilized for political purposes by a corporation, labor organization, membership organization, cooperative, or corporation without capital stock.

“(3) It shall be unlawful—

“(A) for such a fund to make a contribution or expenditure by utilizing money or anything of value secured by physical force, job discrimination, financial reprisals, or the threat of force, job discrimination, or financial reprisal

; or by dues, fees, or other moneys required as a condition of membership in a labor organization or as a condition of employment, or by moneys obtained in any commercial transaction ;

“(B) for any person soliciting an employee for a contribution to such a fund to fail to inform such employee of the political purposes of such fund at the time of such solicitation ; and

“(C) for any person soliciting an employee for a contribution to such a fund to fail to inform such employee, at the time of such solicitation, of his right to refuse to so contribute without any reprisal.

“(4) (A) Except as provided in subparagraphs (B), (C), and (D), it shall be unlawful —

“(i) for a corporation, or a separate segregated fund established by a corporation, to solicit contributions to such a fund from any person other than its stockholders and their families and its executive or administrative personnel and their families, and

“(ii) for a labor organization, or a separate segregated fund established by a labor organization, to solicit contributions to such a fund from any person other than its members and their families.

“(B) it shall not be unlawful under this section for a corporation, a labor organization, or a separate segregated fund established by such corporation or such labor organization, to make 2 written solicitations for contributions during the calendar year from any stockholder, executive or administrative personnel, or employee of a corporation or the families of such persons. A solicitation under this subparagraph may be made only by mail addressed to stockholders, executive or administrative personnel, or employees at their residence and shall be so designed that the corporation, labor organization, or separate segregated fund conducting such solicitation cannot determine who makes a contribution of \$50 or less as a result of such solicitation and who does not make such a contribution.

“(C) This paragraph shall not prevent a membership organization, cooperative, or corporation without capital stock, or a separate segregated fund established by a membership organization, cooperative, or corporation without capital stock, from soliciting contributions to such a fund from members of such organization, cooperative, or corporation without capital stock.

“(D) This paragraph shall not prevent a trade association or a separate segregated fund established by a trade association from soliciting contributions from the stockholders and executive or administrative personnel of the member corporations of such trade association and the families of such stockholders or personnel to the extent that such solicitation of such stockholders and personnel, and their families, has been separately and specifically approved by the member corporation involved, and such member corporation does not approve any such solicitation by more than one such trade association in any calendar year.

“(5) Notwithstanding any other law, any method of soliciting voluntary contributions or of facilitating the making of voluntary contributions to a separate segregated fund established by a corporation, permitted by law to corporations with regard to stockholders and executive or administrative personnel, shall also be permitted to labor organizations with regard to their members.

“(6) Any corporation, including its subsidiaries, branches, divisions, and affiliates, that utilizes a method of soliciting voluntary contributions or facilitating the making of voluntary contributions, shall make available such method, on written request and at a cost sufficient only to reimburse the corporation for the expenses incurred thereby, to a labor organization representing any members working for such corporation, its subsidiaries, branches, divisions, and affiliates.

“(7) For purposes of this section, the term ‘executive or administrative personnel’ means individuals employed by a corporation who are paid on a salary, rather than hourly, basis and who have policymaking, managerial, professional, or supervisory responsibilities.

(米沢)